

答申第160号
令和2年7月30日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づき、令和2年7月10日付佐市総法第323号により諮問がありました「本人以外のものから個人情報を収集できる場合の種類の追加について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

記

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。